

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和48年5月にC社に入社し、49年4月まで同社に継続して勤務していたが、同社が48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでは関連会社のA社B支店の厚生年金保険に加入していた。

申立期間前後において勤務先及び勤務内容等に変更は無かったが、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の承継事業所であるD社から提出された辞令簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年10月1日に同社で被保険者資格を取得している20人（申立人を含む。）全員が、同年9月30日にA社B支店で被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上記20人のうち、文書により回答が得られた複数の同僚は、「申立期間より前にC社に採用され、入社時から継続して同社の事務所に勤務していたが、年金記録では、採用と同時にA社B支店の厚生年金保険に加入した記録となっている。」「C社は、新設事業に係る認可が遅れたため、設立に関係しているグループ会社で

あるA社の名義を借りていたが、入社して数か月後にC社に名義が変わったと認識していた。」と供述している上、A社及びD社も同様の回答をしていることから判断すると、C社が適用事業所となる以前は、同社に勤務する従業員については、グループ会社のA社B支店において厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立期間及びその前後に仕事内容の変更及び雇用の切替え等の手続を行ったことはなく、入社から申立期間前後までの期間において、毎月変わらず給与が支給され、給与明細書に変化は無かった。厚生年金保険料についても給与から継続して控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料をA社B支店の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和48年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は昭和48年9月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1545

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年12月までの期間及び48年10月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から同年12月まで
② 昭和48年10月から49年8月まで

私は、昭和47年5月末日でA社を退職し、同年6月頃にB市役所で国民年金の加入手続をした後、しばらくしてから催促状が届いたため、母に叱られ、急いで同市役所で数か月分の国民年金保険料をまとめて納付したことを覚えている。

また、結婚を契機にC市に転居した後は、申立期間の国民年金保険料を同市のD金融機関で納付していた。

しかし、年金記録では、申立期間①及び②が国民年金に未加入とされているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立期間後の昭和52年3月22日頃にC市で払い出されたものと推認できる上、オンライン記録により、申立人は同年3月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、C市及び申立人が同市に転入するまで居住していたとするB市を管轄していた各々の社会保険事務所（当時）において、申立期間の前後を通じた期間に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者名を確認したが、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日
私が A 社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳等は無く、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 15 年 7 月分（平成 15 年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できることから、申立人は、A 社からの給与振込口座に係る通帳を廃棄している上、当該給与振込口座の金融機関及び口座番号を記憶していないことから、申立てに係る同社からの振込の有無について確認することができない。

さらに、B 市が保管する、申立人に係る平成 15 年分の市県民税課税台帳からは、申立期間に係る賞与の支給があったことがうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 15 年 12 月

私は、申立期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳等無く、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された賞与支給月の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人のA社に係る給与振込口座の預金取引明細照会（流動性）により、平成 15 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 25 日
私が A 社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳等はなく、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 1 月分（平成 16 年 2 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人の A 社に係る給与振込口座の普通・貯蓄預金補助元帳により、同年 2 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」からは、申立期間に係る賞与の支給額等を推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳等はなく、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 1 月分及び同年 7 月分（平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人のA社に係る給与振込口座の普通預金取引明細表により、同年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」からは、申立期間に係る賞与の支給額等を推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳等は無く、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 7 月分（平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できることから、申立人のA社に係る給与振込口座の預金取引明細表により、同年 8 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額とおおむね一致していることから判断すると、申立人が、申立期間においてA社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳等はなく、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 1 月分及び同年 7 月分（平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人のA社に係る給与振込口座の預金取引明細表により、同年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」からは、申立期間に係る賞与の支給があったことがうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。